

塩浜 2 丁目市有地活用事業 募集要項（素案）に関する個別対話実施要領

1 目的

個別対話は、塩浜 2 丁目市有地活用事業の実施にあたり公表した募集要項（素案）について、本事業の参加を希望する事業者との十分な意思疎通により、本事業の趣旨や内容に対する理解を深め、公募に際して、課題の確認をすること等を目的として実施します。

2 参加資格

（1）本事業への参加を希望する法人又は法人グループを対象とします。次のいずれかに該当する場合を除きます。

- （ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- （イ）手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過しない者又は申請日前 6 カ月以内に手形、小切手を不渡りした者
- （ウ）会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
- （エ）民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- （オ）この申請日から優先交渉権者特定までの間において、市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
- （カ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
- （キ）中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）が本プロポーザルの参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人もしくは個人
- （ク）本プロポーザルに参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- （ケ）市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和 50 年 12 月 13 日施行）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する事案の発生が判明し、当該事実による適正な業務履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者
- （コ）募集要項の公表から優先交渉権者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する選考委員会の委員及び委員と人的関係がある法人・団体に対し、接触等の働きかけを行った者
- （サ）直近 2 年間の法人税、消費税、地方消費税、千葉県税及び市川市税の滞納がある者

3 スケジュール

下記のとおり実施します。

個別対話実施要領等の公表 (募集要項(素案)の公表)	令和6年10月29日(火)
募集要項(素案)等における質疑受付期間	令和6年10月29日(火)～11月11日(月)
質疑回答	令和6年11月13日(水) 予定
個別対話の参加受付期間	令和6年10月29日(火)～11月15日(金)
個別対話日時・場所の連絡	個別対話実施日の前日までにご連絡をします
個別対話の実施	令和6年11月18日(月)～22日(金) ※21日(木)を除く。 ※いずれも午後を予定しています。

4 質疑の手続き

(1) 質問書の提出方法

募集要項(素案)等における質疑は別添「質問書」を電子メールで送付してください。提出の際の件名は「質問書 塩浜2丁目市有地活用事業【事業者名】」としてください。

(2) 受付期間

令和6年10月29日(火)～11月11日(月) 12:00まで

質問書受信後、原則受信日の翌日までに受付完了した旨の返信をします。(締切日当日は17時までには返信)

(3) 回答について

質問の回答については、取りまとめ後、市公式 Web サイトにて公表予定です。

公表予定日：令和6年11月13日(水)

(4) 送付先

「8 申込・問合せ先」のとおり

5 個別対話の手続き

(1) 個別対話の申込

参加を希望する場合は、別添「個別対話申込書」を電子メールで送付して下さい。提出の際の件名は「個別対話申込書 塩浜2丁目市有地活用事業【事業者名】」としてください。

(ア) 申込受付期間

令和6年10月29日(火)～11月15日(金) 12:00まで

(イ) 送付先

「8 申込・問合せ先」のとおり

(2) 個別対話の日時の連絡

申込をいただいた事業者の担当者宛に、個別対話実施前日までに日時等を電子メールにて連絡します。

(3) 個別対話の実施

(ア) 実施期間

令和 6 年 11 月 18 日（月）～令和 6 年 11 月 22 日（金）

※11 月 21 日（木）は対象外となります。

(イ) 所要時間

1 時間程度

(ウ) 実施方法

原則、市川市役所 第 1 庁舎（市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号）での個別対話とします。

なお、個別対話の参加人数は 1 社につき最大 3 名までとします。

複数社で参加希望の場合は最大 5 名までとし、申込書の備考欄に参加企業が分かるように記載して下さい。

(エ) その他

個別対話は事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

個別対話の内容を事前に把握するため、別添「個別対話申込書」の質問内容は必ず記載して下さい。

（質問内容が多い場合は、質問の行を適宜追加してください。）

6 個別対話実施の結果について

個別対話の実施結果については、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は非公表とします。また、参加事業者のノウハウ等に配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

7 留意事項

(1) 費用負担

本対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 公文書公開における対応について

個別対話に関する資料は、市川市公文書公開条例（平成 9 年条例第 2 号）に基づく公文書の公開請求の対象となる場合があります。なお、参加事業者の名称は非公開としますが、質問書等の提出文書等については、参加事業者のノウハウ等に配慮し、事前に事業者へ確認の上、全部または一部を公開することがあります。

8 申込・問合せ先

市川市 スポーツ部 スポーツ計画課

住所：〒272-8501 市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 4 階

TEL：047-712-7931

E-mail：sportskeikaku@city.ichikawa.lg.jp